

静岡県人事委員会は、静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1285

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-48）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p data-bbox="268 613 352 645">附 則</p> <p data-bbox="188 660 311 692">11 (略)</p> <p data-bbox="188 707 758 786"><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例)</u></p> <p data-bbox="188 801 758 981">12 <u>条例附則第9項の医療機関若しくは宿泊施設のうち人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる医療機関又は宿泊施設とする。</u></p> <p data-bbox="220 996 758 1122">(1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）がいる医療機関</u></p> <p data-bbox="220 1137 758 1216">(2) <u>県が設置した新型コロナウイルス感染症の患者受入れのための宿泊施設</u></p> <p data-bbox="188 1232 758 1357">13 <u>条例附則第9項のこれに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p data-bbox="220 1373 488 1404">(1) <u>患者等がいる室内</u></p> <p data-bbox="220 1420 624 1451">(2) <u>患者等が移動する時の車内等</u></p> <p data-bbox="220 1467 758 1545">(3) <u>前2号に掲げるもののほか、人事委員会が特に認める区域</u></p> <p data-bbox="188 1561 758 1785">14 <u>条例附則第9項の新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p data-bbox="220 1800 568 1832">(1) <u>患者等に接して行う作業</u></p> <p data-bbox="220 1848 624 1879">(2) <u>患者等が使用した物件の処理</u></p> <p data-bbox="220 1895 758 1973">(3) <u>附則第12項第2号に規定する宿泊施設（患者受入前を除く。）における長時間の連</u></p> | <p data-bbox="885 613 970 645">附 則</p> <p data-bbox="801 660 924 692">11 (略)</p> |

絡調整等

(4) 前3号に掲げるもののほか、人事委員会
が特に認める作業

15 条例附則第9項の適用については、第15条
第2項の規定は適用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。